

青森県報

第五百五十二号

令和四年
十二月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
 - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (同) …… 一
 - 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生…………… (同) …… 二
 - 道路の供用の開始…………… (道 路 課) …… 二
 - 漁船保険付保義務の発生…………… (西北地域
県 民 局) …… 三
 - 農用地利用配分計画の認可…………… (構 造 政 策 課) …… 三
- 人事委員会
規則…………… (事 務 局) …… 四

告 示

青森県告示第六百八十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
下北郡東通村大字白糠字浜通一三四	白糠加入区
下北郡東通村大字白糠字家ノ上三八の二	相内 里見
下北郡東通村大字小田野沢字中道川目一七の三二	南川 聖光
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の四〇三	二本柳 勝
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道二九	畑中 政利
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道三五の七	弓 勝男
むつ市大字関根字安畑四九の七七	葛野 昭男
むつ市大字関根字北関根三一三の一一八	駄賃場 康弘
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷九の二	工藤 光義
下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦七四の二	大見 涉
下北郡佐井村大字佐井字原田八〇の四六	佐藤 昭弘
下北郡佐井村大字佐井字中道四七の一	田中 岩男
	佐井村加入区
	風間浦第三加入区
	関根浜加入区
	石持加入区
	小田野沢加入区

青森県告示第六百八十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する

要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字白糠字浜通一 伊勢田 光明	白糠区域及び小田野沢区域の漁業協同組合の地区及び小田野沢漁業協同組合の地区	総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せて甲の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字白糠字稲葉沢一 伊勢田 真	うち甲の地区白糠漁業協同組合の地区	同上
下北郡東通村大字白糠字下馬坂一四〇の二 花部 政良	同上	同上
下北郡東通村大字白糠字前田四四の三〇〇 東田 丈彦	同上	同上
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 杉本 尚	石持区域石持漁業協同組合の地区	底建網漁業及びほたてけた網漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字浜の平一七 杉本 敏美	同上	同上
つがる市富范町屏風山一の八五七 秋田 浩一	車力区域車力漁業協同組合の地区	底びき網を使用して行うしじみ漁業
つがる市富范町去来見二五の一 北沢 文敏	同上	同上

青森県告示第六百八十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定

する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四一の四 福井 明彦	蓬田村加入区
東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二一四 福田 伸吾	同上
青森市大字西田沢字浜田二七の二 赤坂 洋平	青森市第一加入区
青森市大字西田沢字浜田一二の五 大澤 克明	同上
青森市大字油川字浪岸一八の一〇 伊藤 孝夫	青森市第二加入区
青森市大字油川字浪返一四五の六 越後谷 一志	同上
青森市造道二丁目八の一 工藤 正子	青森市第三加入区
青森市合浦二丁目一六の三 森 賀香	同上
青森市原別八丁目三の一七 東 淳	青森市第五加入区
青森市原別六丁目六の二二 井村 豊人	同上

青森県告示第六百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年一月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	青森市篠田三丁目三二一の一から 青森市沖館五丁目一の六まで	令和四・三・三

青森県告示第六百八十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
五所川原市十三深津二七 五所川原市十三深津二五 五所川原市十三深津一一九	十三
新岡 壽行 梶浦 哲男 工藤 成泰	

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年十二月二十一日認可したので、同条

第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
横山 則彦	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字榊字福田三二の一	
高木 正義	十和田市	十和田市大字切田字横道二五九	
株式会社 甲田 フアー夢	十和田市	十和田市大字大沢田字大下内三六の一 ほか二十二筆	
畑山 敏光	十和田市	十和田市大字切田字大谷地三四の二ほか四筆	
長谷川 孝弥	三沢市	三沢市大字三沢字庭構二八五四ほか一筆	
大森 慎悟	三沢市	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の一・一五	
三浦 大祐	上北郡おいらせ町	三沢市大字三沢字淋代平一一六の一九 四一ほか二筆	
大森 慎悟	三沢市	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の一〇九七	
長谷川 孝弥	三沢市	三沢市大字三沢字庭構三〇六〇の一	
大森 慎悟	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一九九八ほか二筆	
大森 慎悟	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二〇 一七ほか一筆	
浪岡 幸男	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一六九七ほか四筆	
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の一・一三 九ほか一筆	
大森 慎悟	三沢市	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の一〇八 九ほか一筆	

三浦 大祐	上北郡おいらせ町	三沢市大字三沢字淋代平二一六の一 五三ほか二筆
鳴海 善左衛門	上北郡七戸町	上北郡七戸町字竿打川原二一の一ほか 一筆

人事委員会

人事委員会規則九一二（職員の定年等）の全部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則九一二

職員の定年等

人事委員会規則九一二（職員の定年等。昭和六十年二月十九日公布）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第五項並びに職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号。以下「条例」という。）第六条、第十条及び第十一条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務延長）

第二条 任命権者は、条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を申請する場合は、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（第一号様式）によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、次条の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

2 任命権者は、条例第四条第二項の規定による人事委員会の承認を申請する場合は、勤務延長の期限の延長承認申請書（第二号様式）によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、次条の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第三条 条例第四条第三項及び第四項に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

る。

第四条 任命権者は、勤務延長（条例第四条第一項の規定により引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）を行った職員を異動させる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定による承認の申請は、勤務延長職員の異動承認申請書（第三号様式）によって行うものとする。

（勤務延長に係る辞令書の交付）

第五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

一 勤務延長を行う場合

二 勤務延長の期限を延長する場合

三 勤務延長の期限を繰り上げる場合

（勤務延長に係る状況の報告）

第六条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長（条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の状況を人事委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、勤務延長状況報告書（第四号様式）によって行うものとする。

（管理監督職務勤務上限年齢による降任等の対象となる職から除かれる職）

第七条 条例第六条第一号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一 東青地域県民局地域農林水産部東青地方水産事務所副所長

二 西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所長

三 病害虫防除所長

四 事務長（職務の級行政職給料表五級のものに限る。）

（管理監督職務勤務上限年齢による降任等に係る辞令書の交付）

第八条 任命権者は、条例第八条第一項に規定する管理監督職以外の職への降任等を行う場合には、当該職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

（異動期間の延長）

第九条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項の規定による人事委員会の承認を申請する場合は、異動期間の延長承認申請書（第五号様式）によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、次条の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第十条 条例第九条第五項に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

(異動期間の延長に係る辞令書の交付)

第十一条 任命権者は、条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合には、当該職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第十二条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、異動期間延長状況報告書(第六号様式)によって行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十三条 条例第十条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下この条及び次条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令書の交付)

第十四条 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、当該職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 この規則による改正後の人事委員会規則九―二(職員の定年等)第二条第二項及び第三条から第六条までの規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年十月青森県条例第三十八号。以下「改正条例」という。)附則第三項の規定による勤務について準用する。

3 改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年が基準日の前日における新定年等条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年等条例定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が新定年等条例第三条本文に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年等条例定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(定年前再任用に関する経過措置)

5 改正条例附則第七項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

6 改正条例附則第七項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者とする。

7 改正条例附則第七項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第五項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用)

8 改正条例附則第八項、第九項、第十三項及び第十四項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定により採用されることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

9 任命権者は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第十項(改正条例附則第十五項において準用する場合を含む。)の規定により任期を更新する場合には、当該職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

10 改正条例附則第十二項(改正条例附則第十五項において準用する場合を含む。)に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

第1号様式 (第2条関係)

第 年 月 日 号

青森県人事委員会委員長 殿

任命権者

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認について下記のとおり申請します。

記

- 1 勤務延長を行うとする職員の氏名及び生年月日
- 2 勤務延長を行うとする職員の所属、職名、給料表及び級号給
- 3 勤務延長を行うとする職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長を行うとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日
- 5 延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項
- 6 勤務延長を行うとする職員が現に従事している職務の内容
- 7 勤務延長を行うとする理由、その延長の根拠条項及び勤務延長を行った場合の期限
- 8 その他参考となる事項

第2号様式 (第2条関係)

第 年 月 日 号

青森県人事委員会委員長 殿

任命権者

勤務延長の期限の延長承認申請書

職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により、勤務延長の期限の延長の承認について下記のとおり申請します。

記

- 1 勤務延長の期限を延長しようとする職員の氏名及び生年月日
- 2 勤務延長の期限を延長しようとする職員の所属、職名、給料表及び級号給
- 3 勤務延長の期限を延長しようとする職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長の期限を延長しようとする職員が現に従事している職務の内容
- 5 現在の勤務延長の理由、その延長の根拠条項及び期限
- 6 勤務延長の期限を延長しようとする理由、その延長の根拠条項及び勤務延長の期限を延長した場合の期限
- 7 その他参考となる事項

第 3 号 様 式 (第 4 条 関 係)

第 年 月 日 号

青森県人事委員会委員長 殿

任命権者

勤務延長職員の異動承認申請書

人事委員会規則9—2第4条第1項の規定により、勤務延長職員の異動の承認について下記のとおり申請します。

記

- 1 異動させようとする職員の氏名及び生年月日
- 2 異動させようとする職員の所属、職名、給料表及び級号給
- 3 異動させようとする職員の異動後の所属、職名、給料表及び級号給
- 4 異動させようとする職員の定年及び定年退職日
- 5 異動させようとする職員の異動後の定年及び定年退職日
- 6 異動させようとする職員の勤務延長の事由及び期限
- 7 異動させようとする職員の現在の職務内容
- 8 異動させようとする職員の異動後の職務内容
- 9 申請の理由
- 10 その他参考となる事項

第 4 号 様 式 (第 6 条 関 係)

第 年 月 日 号

青森県人事委員会委員長 殿

任命権者

勤務延長状況報告書

人事委員会規則9—2第6条第1項の規定により、勤務延長の状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 勤務延長を行った職員の氏名及び生年月日
- 2 勤務延長を行った職員の所属、職名、給料表及び級号給
- 3 勤務延長を行った職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長の理由、職務内容及び期限並びにその延長根拠条項
- 5 その他参考となる事項

第5号様式 (第9条関係)

第 年 月 日 号

青森県人事委員会委員長 殿

任命権者

異動期間の延長承認申請書

職員の定年等に関する条例第 9 条第 2 項 (第 4 項) の規定により、異動期間の延長の承認について下記のとおり申請します。

記

- 1 異動期間を更に延長しようとする職員の氏名及び生年月日
- 2 異動期間を更に延長しようとする職員の所属、職名、給料表及び級号給
- 3 異動期間を更に延長しようとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職務上
限年齢及び延長前の異動期間の末日
- 4 異動期間を更に延長しようとする職員が現に従事している職務の内容
- 5 既に延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項
- 6 異動期間を更に延長しようとする理由、その延長の根拠条項及び更に延長した場合の異動
期間の末日
- 7 その他参考となる事項

第6号様式 (第12条関係)

第 年 月 日 号

青森県人事委員会委員長 殿

任命権者

異動期間延長状況報告書

人事委員会規則9—2第12条の規定により、異動期間の延長の状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 異動期間を延長した職員の氏名及び生年月日
- 2 異動期間を延長した職員の所属、職名、給料表及び級号給
- 3 異動期間を延長した職員が占めている管理監督職に係る管理監督職務上
限年齢及び延長前の異動期間の末日
- 4 異動期間を延長した理由、職務内容及び異動期間の末日並びにその延長の根拠条項
- 5 その他参考となる事項

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
------------------------------------	---	-----------------------------